

部原三三	部原三二	部原三一	部原三〇	部原二九	部原二八	部原二七	部原二六	部原二五	浜勝浦八	浜勝浦七	浜勝浦六	芳賀二五	芳賀二四	芳賀二三	中谷五	中谷四	
勝浦市部原の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市浜勝浦、勝浦及び川津の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市浜勝浦、勝浦及び川津の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市浜勝浦の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市芳賀の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市芳賀の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市中谷の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市中谷の区域のうち、次の図面に示す区域	津及び部原の区域のうち、次の図面に示す区域									
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊										

市野川二三	市野川二二	市野川二一	市野川二〇	市野川一七	市野川一六	市野郷一五	市野郷一四	吉尾一九	新戸八	新戸七	佐野一一	佐野一〇	佐野九	佐野八	佐野七	佐野六
面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	勝浦市佐野及び市野郷の区域のうち、次の図面に示す区域							
勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野郷の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野郷の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野郷の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野郷の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市吉尾の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市吉尾の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市新戸及び中谷の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市佐野及び夷隅郡大多喜町川畑の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

市野川二四	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
市野川二五	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
市野川二六	勝浦市市野川及びいすみ市山田の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
市野川二七	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
市野川二八	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
市野川二九	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
市野川二一〇	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
松野一一	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
杉戸一一	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
杉戸一二	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
杉戸一〇	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
勝浦市松野及び杉戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
勝浦市松野及び杉戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市市野川の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

南山田五	勝浦市南山田及び松部の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域
南山田六	勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南山田七	勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南山田八	勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南山田九	勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井久保一	勝浦市白井久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井久保二	勝浦市白井久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井久保三	勝浦市白井久保及び芳賀及び白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井久保四	勝浦市白井久保及び芳賀及び白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白木八	勝浦市白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白木九	勝浦市白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白木一〇	勝浦市白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白木一一	勝浦市白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白木一二	勝浦市白木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平田一一	勝浦市平田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平田一〇	勝浦市平田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
蟹田四	勝浦市蟹田、芳賀及び大楠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第五百二十九号		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。		（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
		区域の名称	指定の区域	千葉県知事 熊谷俊人	勝浦市花里、芳賀及び市野川の区域 （うち、次の図面に示す区域）
中滝六	中滝五	中滝四	中滝三	中滝二	中滝一
いすみ市岬町中滝の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町中滝及び岬町押日の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町中滝の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町中滝及び岬町鴨根の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高及び岬町井沢及び岬町鴨根の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる				急傾斜地の崩壊
日 在 二	東 小 高 一	東 小 高 二	東 小 高 三	東 小 高 四	日 在 二
いすみ市岬町東小高及び岬町三門の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高及び岬町鴨根の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高及び岬町三門の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町東小高及び岬町三門の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

	榎沢三六	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
嘉谷二	榎沢三七	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
嘉谷一	榎沢三八	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢三九	榎沢三〇	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四〇	榎沢四一	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四一	榎沢四二	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四二	榎沢四三	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四三	榎沢四四	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四四	榎沢四五	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四五	榎沢四六	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四六	榎沢四七	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四七	榎沢四八	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四八	榎沢四九	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢四九	榎沢五〇	いすみ市岬町榎沢の区域のうち、次の図面に示す区域
榎沢五一	榎沢五二	いすみ市岬町嘉谷及び万木の区域のうち、次の図面に示す区域
嘉谷二	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

佐室二二	面に示す区域	いすみ市佐室及び高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二三	面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二四	面に示す区域	いすみ市佐室及び高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二五	面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二六	面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二七	面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二八	面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二九	面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
山田一〇九	山田一〇八	いすみ市山田及び高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
山田一〇八	山田一〇七	いすみ市山田及び高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
山田一〇七	山田一〇六	いすみ市国府台の区域のうち、次の図面に示す区域
山田一〇六	国府台九	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一七	高谷一六	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一六	高谷一五	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一五	高谷一四	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一四	高谷一三	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一三	佐室二八	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二八	佐室二七	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二七	佐室二六	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二六	佐室二五	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二五	佐室二四	いすみ市佐室及び高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二四	佐室二三	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

椎木一二	椎木一一	中原一一	中原一〇	中原九	中原八	中原七	中原六	中原五	中原四	中原三	中原二	中原一	谷上三九	谷上三八	谷上三七	谷上三六	の図面に示す区域
いすみ市岬町椎木の区域のうち、次 す区域	いすみ市岬町椎木、岬町榎沢及び岬 町谷上の区域のうち、次の図面に示 す区域	いすみ市岬町中原の区域のうち、次 の図面に示す区域	いすみ市岬町谷上の区域のうち、次 の図面に示す区域	いすみ市岬町谷上の区域のうち、次 の図面に示す区域	いすみ市岬町谷上の区域のうち、次 の図面に示す区域	いすみ市岬町谷上の区域のうち、次 の図面に示す区域											

万木九	万木八	万木七	万木六	万木五	万木四	椎木二二	椎木二一	椎木二〇	椎木一九	椎木一八	椎木一七	椎木一六	椎木一五	椎木一四	椎木一三	の図面に示す区域
面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	面に示す区域	区域	いすみ市岬町椎木及び国府台の区域 のうち、次の図面に示す区域	いすみ市岬町椎木及び長生郡一宮町 綱田の区域のうち、次の図面に示す区 域	いすみ市岬町椎木の区域のうち、次 の図面に示す区域							
いすみ市万木の区域のうち、次の図 面に示す区域	いすみ市万木の区域のうち、次の図 面に示す区域	いすみ市万木の区域のうち、次の図 面に示す区域	いすみ市万木の区域のうち、次の図 面に示す区域	いすみ市万木の区域のうち、次の図 面に示す区域	いすみ市万木の区域のうち、次の図 面に示す区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第五百三十号	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和七年十月三十一日	千葉県知事 熊谷俊人	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
千葉県告示第五百三十号	（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
新田六五	いすみ市新田及び若山の区域のうち、次の図面に示す区域	新田六五	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
細尾一〇	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	細尾一〇	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
細尾九	いすみ市細尾及び下原の区域のうち、次の図面に示す区域	細尾九	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
細尾八	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	細尾八	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
細尾七	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	細尾七	いすみ市細尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

墨名一八	墨名一七	墨名一六	墨名一五	守谷一九	守谷一八	守谷二七	守谷二六	守谷二五	守谷二四	串浜四七	串浜四六	串浜四五	串浜四四	串浜三四	串浜四二	勝浦市串浜の区域のうち、 次の図面に示す区域
勝浦市墨名及び串浜の区域	勝浦市墨名及び串浜の区域 のうち、次の図面に示す区 域	勝浦市墨名及び新官の区域 のうち、次の図面に示す区 域	勝浦市墨名の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市守谷及び興津の区域 のうち、次の図面に示す区 域	勝浦市守谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市守谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市守谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市守谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市守谷の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市串浜の区域のうち、 次の図面に示す区域						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
植野一五	松部四七	松部四六	松部四五	松部四四	松部四三	松部四二	松部四一	松部四〇	松部三九	松部三八	松部三七	勝浦三	墨名二〇	墨名一九	域のうち、次の図面に示す区 域	勝浦市墨名及び出水の区域 のうち、次の図面に示す区 域
勝浦市植野、鶴原及び上植	勝浦市植野の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部及び吉尾の区域 のうち、次の図面に示す区 域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域	勝浦市松部の区域のうち、 次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

宿戸四	勝浦市宿戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市宿戸の区域のうち、次の図面に示す区域	宿戸五
白井久保二	宿戸七	宿戸六	宿戸五
白井久保一	白井久保二	白井久保一	白井久保二
南山田九	南山田八	南山田七	南山田六
南山田八	南山田七	南山田六	南山田五
区域	区域	区域	区域
勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市南山田及び松部の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市杉戸の区域のうち、次の図面に示す区域
勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市南山田の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市松野及び杉戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市杉戸の区域のうち、次の図面に示す区域
勝浦市白井久保及び白木のうち、次の図面に示す区域	勝浦市白井久保の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市宿戸及び新戸の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市宿戸の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

桑田八	面に示す区域	いすみ市岬町桑田及び岬町岩熊の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二一	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室及び高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二二	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二三	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二四	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二五	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二六	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二七	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域
佐室二八	いすみ市佐室及び山田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室及び山田の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一五	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一四	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一六	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
高谷一七	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市高谷の区域のうち、次の図面に示す区域
国府台九	いすみ市国府台の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市国府台の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

押日一	いすみ市岬町押日及び岬町 中滝の区域のうち、次の図 面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下原五	いすみ市下原の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根一	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根二	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根三	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根四	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根五	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根六	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根七	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴨根八	いすみ市岬町鴨根の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
細尾七	いすみ市細尾及び下原の区 域のうち、次の図面に示す 区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
細尾八	いすみ市細尾の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
細尾九	いすみ市細尾の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
細尾一〇	いすみ市細尾の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新田六五	いすみ市新田及び若山の区 域のうち、次の図面に示す 区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新田野一四	いすみ市新田野の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新田野一五	いすみ市新田野の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新田野一六	いすみ市新田野の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新田野一七	いすみ市新田野の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新田野一八	いすみ市新田野の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東浪見一〇	長生郡一宮町東浪見及びい すみ市岬町中原の区域のう ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置 いて総覽に供する。〕			
特定期調査公団			
〔この特定調査公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調査に関する協定の適用を受けるものと ある。〕			
入札公告			
次のとおり一般競争入札に付する。			
令和7年10月31日			
千葉県知事 熊谷俊人			
1 入札に付する事項			
(1) 購入等件名及び数量 第4期千葉県ホームページ管理システム(CMS)導入・維持管理業務委託一式			
(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。			
(3) 履行期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで			
(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所			
(5) 入札方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等(入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「業務提案書」という。))をいう。以下同じ。)を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			

<p>(6) 予定価格 246,631,755円（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 第4期千葉県ホームページ管理システム（CMS）導入・維持管理業務委託総合評議委員会の委員でないこと。</p> <p>(6) 過去5年以内に国、都道府県若しくは市町村又は企業若しくは団体（公開権限者IDを2以上、中間承認者IDを100以上及び作成者IDを300以上有するものに限る。）から委託を受け、その主たるコンテンツを含む公式ホームページを管理するWeb CMSの導入に関する業務を履行した実績を有している者であること。</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 入札書等の提出場所等</p> <p>(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県総合企画部報道広報課イ ンターネット班 電話043(223)2245</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間 令和7年10月31日から11月18日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 入札書等の提出期限 令和7年12月9日午後5時</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 令和7年12月10日午前10時 千葉県庁本庁舎9階総合企画部会議室</p> <p>4 落札者の決定方法</p> <p>この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、総合評価の方法によって得られた総合評価点の最も高いもの（以下「最高評価者」という。）を落札者とする。ただし、落札となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。</p>	<p>5 落札者決定基準</p> <p>(1) 審査項目及び配点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札書</td><td>入札価格に関する事項</td><td>100点</td></tr> <tr> <td>業務提案書</td><td>体制・スケジュール等 データ移行等 デザイン システム要件 運用保守要件</td><td>45点 65点 40点 80点 60点</td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 審査項目の評価方法</p> <p>ア 入札書の評価（入札価格点）は、入札金額が最も低いものを満点とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき算出した点数とする（小数第3位を四捨五入）。</p> <p>イ 業務提案書の評価（加点審査点）は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。</p> <p>ウ 総合評価点は、入札価格点と加点審査点とを合計した点数とする。</p> <p>6 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>7 低入札価格調査</p> <p>(1) 最高評価者（入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者には当該決定内容を通知する。）</p> <p>(2) 最高評価者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価者でなくても事情聴取を実施する場合があり、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者（以下「実施者」という。）から指示があつた日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価者でなくとも提出しなければならず、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p>	区分	審査項目	配点	入札書	入札価格に関する事項	100点	業務提案書	体制・スケジュール等 データ移行等 デザイン システム要件 運用保守要件	45点 65点 40点 80点 60点	その他		10点
区分	審査項目	配点											
入札書	入札価格に関する事項	100点											
業務提案書	体制・スケジュール等 データ移行等 デザイン システム要件 運用保守要件	45点 65点 40点 80点 60点											
その他		10点											

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和7年11月18日午後5時

イ 提出場所 3(1)に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他の入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

6 契約書の作成の要否 要

(6) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and maintenance of the 4th-term Web CMS for Chiba Prefectural Government official web site.
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 9 December, 2025
- (3) Contact point for the notice: Press and Public Relations Division, Policy and Planning Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2245

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
令和7年10月31日

千葉県知事 熊谷俊人

[掲載順序]

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ① 物品等又は特定役務の名称及び数量 | ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 |
| ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 | ④ 落札者又は随意契約の相手方を決定した手続 |
| ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額 | ⑥ 契約の相手方を決定した手続 |
| ⑦ 入札公告日 | ⑧ 随意契約による場合はその理由 |
| ⑨ その他必要な事項 | |
- ① 千葉県警察情報管理システムサーバ機器等（第一期）賃貸借一式 ② 千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③ 令和7年8月21日 ④ NECキャビタルソリューション株式会社千葉支店 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤ 1,521,300,000円 ⑥ 一般競争入札 ⑦ 令和7年7月8日

業者 千葉市中央区中瀬1-6-1

謹 謹申

業者 千葉市中央区中瀬1-6-1

謹 謹申